



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

企業局事項

- 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程…………… 1
- 沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程…………… 4
- 非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 6

病院事業局事項

- 組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程…………… 6
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 7
- 平成30年 4 月 1 日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程…………… 7
- 沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 8
- 沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… 9
- 沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱の一部を改正する訓令…………… 9

議会事項

- 沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令…………… 9

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第 2 号

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年 3 月 30 日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 町 田 優

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中	「	第26号	未収金整理簿	第15条、第21条	」	を
	「	第26号	未収金整理簿	第15条、第21条、第24条	」	に、
	「	第28号	前払金整理簿	第15条	」	を
	「	第28号	前払金整理簿	第15条、第37条	」	に改める。

様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号

現金払込書	現金払込書	領収済通知書	領収書（原符）	領 収 書
No.	No.	No.	No.	No.

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第3号

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 町 田 優

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

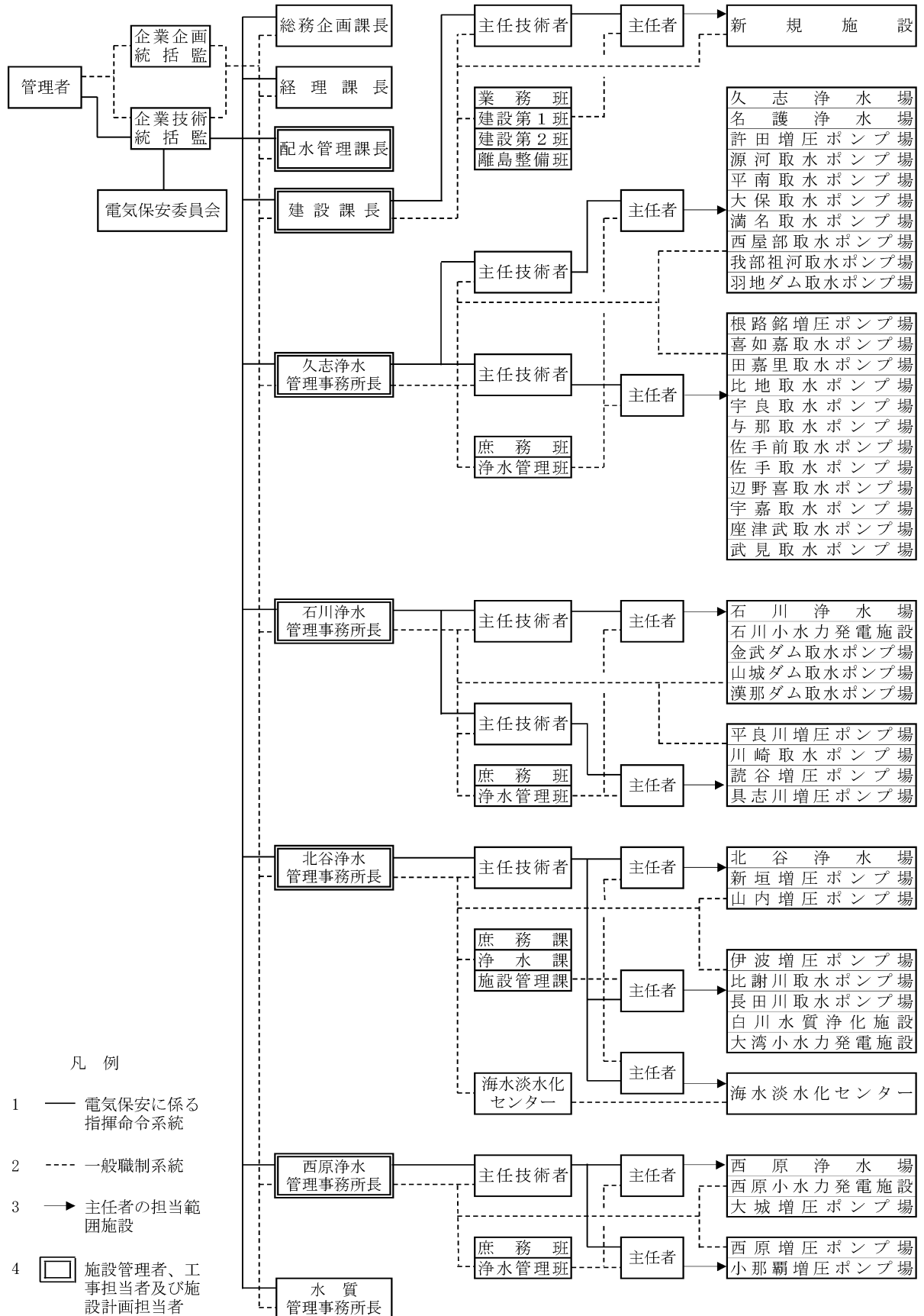
沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程（平成4年沖縄県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「自家用電気工作物」の次に「（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項の規定により電気主任技術者を選任しない事業場に設置するものを除く。）」を加える。

別図を次のように改める。

別図 (第4条関係)

電気保安業務組織図



別表第2中「電気主任技術者」を「主任技術者」に、「係長」を「主任技師」に改め、同表の注を削る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県企業局訓令第1号

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 町 田 優

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,180円」を「1,190円」に、「1,070円」を「1,080円」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第4号

組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程

（沖縄県病院事業局組織規程の一部改正）

第1条 沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表沖縄県立北部病院の項中「整形外科」を「整形外科 形成外科」に改め、同表沖縄県立八重山病院の項中「救急科」を「救急科 歯科口腔外科」に改める。

第7条第1項の表事務部の項中「手続き」を「手続」に、「支払い」を「支払」に、「その他庶務に關すること」を「1から5までに掲げるもののほか、他課の所掌に属しない事務に關すること」に改める。

第8条第1項の表中「総務企画監」を「労務管理監」に、「総務人事」を「労務管理」に改める。

第11条第2項の表中「中部病院」を「北部病院、中部病院」に改める。

（沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部改正）

第2条 沖縄県病院事業局事務決裁規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第10号並びに第14条第2項中「総務企画監」を「労務管理監」に改める。

（沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部改正）

第3条 沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第7の6級の項及び7級の項、別表第12本庁の項並びに別表第15本庁の項中「総務企画監」を「労務管理監」に改める。

（沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程の一部改正）

第4条 沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程（平成28年沖縄県病院事業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の表の1の項の3中「総務企画監」を「労務管理監」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中沖縄県病院事業局組織規程第6条第1項の表沖縄県立八重山病院の項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

沖縄県病院事業管理規程第5号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6項を附則第9項とし、附則第3項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、附則第2項の次に次の3項を加える。

（県立病院に勤務する医師に係る管理職手当の特例）

- 3 第8条の規定により管理職手当を支給される職員（県立病院に勤務する医師に限る。）の管理職手当の月額、別表第12の規定にかかわらず、当分の間、同表中「110,100円」とあるのは「137,700円」と、「99,100円」とあるのは「110,100円」と、「92,500円」とあるのは「102,800円」と、「82,600円」とあるのは「99,100円」と、「77,100円」とあるのは「92,500円」とする。

（特別診療手当）

- 4 医師である職員であって、別表第12県立病院の項の中欄に掲げる職（局長が定める職を除く。）にある者が、正規の勤務時間以外の時間において診療の業務に従事した場合（給与条例第18条の規定により管理職員特別勤務手当が支給されるときを除く。）は、当分の間、特殊勤務手当として特別診療手当を支給する。
- 5 前項の特別診療手当の額は、勤務1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額（育児短時間勤務職員等にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、第18条第1項の規定の適用については、同項中「第17条の3」とあるのは「第17条の3並びに附則第4項及び第5項」と読み替えるものとする。
- (1) 院長（精和病院を除く。） 7,000円
- (2) 院長（精和病院に限る。）、副院長（精和病院を除く。）及び母子センター長 6,000円
- (3) 副院長（精和病院に限る。）及び医療部長 5,000円

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第6号

平成30年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

平成30年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号。以下「給与規程」という。）附則第9項の規定に基づき、平成30年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与規程別表第1から別表第3までのいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 一般職員 給与規程別表第12に掲げる職を占める職員以外の職員をいう。
- (3) 特定職員 給与規程別表第12に掲げる職を占める職員をいう。

(平成30年4月1日における職員の昇給の号給数の特例)

第3条 平成30年4月1日において、職員を沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「県職員給与条例」という。）第7条第3項の規定による昇給（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じで定める基準となる号給数（以下この項及び次項において「基準号給数」という。）とする。ただし、前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に給与規程第5条の10第3項、初任給等規則第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、基準号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（病院事業の管理者（「以下「管理者」という。）の定める職員にあっては、管理者の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる職員は、昇給しない。

(1) この項ただし書の規定による号給数が零となる職員

(2) 次項第3号又は第6号に掲げる職員で管理者が昇給させることが相当でないと認めるもの

2 職員の基準号給数は、初任給等規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上（県職員給与条例第7条第5項又は現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）第7条第2項の規定の適用を受ける知事部局の職員の例によることとされる職員（以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。）にあっては、1号給以上）

(2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給（昇給抑制年齢職員にあっては、零）

(3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下（昇給抑制年齢職員にあっては、零）

(4) 勤務成績が特に良好である特定職員 4号給以上（昇給抑制年齢職員にあっては、1号給以上）

(5) 勤務成績が良好である特定職員 3号給（昇給抑制年齢職員にあっては、零）

(6) 勤務成績が良好であると認められない特定職員 2号給以下（昇給抑制年齢職員にあっては、零）

3 管理者の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間における3月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他管理者の定める職員については、前項第3号又は第6号に掲げる職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

4 第1項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は給与規程第5条の12に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（補則）

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第1号

沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号を次のように改める。

(2) 雇入時間診票

別表第1中「1,200円」を「1,210円」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第2号

沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県病院事業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1注2中「第8条第1項に規定する」の次に「労務管理監、」を加える。

別表第3の2の項の表中「及び副参事」を削り、同表注3の次に次のように加える。

注4 企画監等とは、組織規程第8条第1項に規定する労務管理監、経営企画監、医療企画監、看護企画監及び同条第2項に規定する副参事をいう。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第3号

沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱（平成29年沖縄県病院事業局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第8条に規定する」の次に「労務管理監、」を加える。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

議 会 事 項

沖縄県議会訓令第1号

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県議会議長

新 里 米 吉

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局規程（昭和47年沖縄県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中「総務部行政管理課総務事務センター」を「総務部人事課総務事務センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--